

職務上請求書の返戻について

下記登録事項に変更が生じた場合は、速やかに職務上請求書を東京都行政書士会事務局までご返却をお願いいたします。

- 「個人開業」から「使用人行政書士（法人・個人問わず）」への属性変更の場合
- 「個人開業」から「行政書士法人の社員」への属性変更の場合
- 「廃業」する場合
- 行政書士法人の社員会員が脱退する場合

※行政書士法人は社員会員の人数に2を乗じた冊数まで所有することができる。

- 行政書士法人が解散する場合

※なお、ご返却いただいた職務上請求書の綴りが一部使用済みであったときは、その記載内容を総務部で確認し、未使用部分を裁断処理した後、会員又は会員であった者が使用済み控えを2年間保管するため、これを返却いたします。